

# 入 札 説 明 書

支出負担行為担当官  
林 野 庁 長 官

この度、下記により最低価格落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 電子調達システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等業務  
(森林管理局等)
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和5年12月15日(機器の納入期限)
- (4) 納 入 場 所 森林管理局等(131拠点)

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと。  
なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)」の「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品等を第三者をして貸付けしようとする者にあたっては、当該物品等を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物件に係るメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 下記7(2)の提出書類の提出期限から契約締結までの間において、林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 受注者のうち、本調達を担当する部署又は事業所は、CMMI レベル3相当以上の組織的な品質管理体制を有すること。また、JISQ27001又はISO/IEC27001に基づく認証を取得していることについて、第三者の制度による認証を受けていること。
- (7) 過去3年間において、不正な取引等、社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。

### 3 電子調達システムの利用

本件は、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に書面により申出の上、紙入札によることができる。

### 4 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付方法

- (1) 場 所 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1  
林野庁林政部林政課会計経理第1班（本館7階 ドアNo.本757）  
（お問合せ先）電話：03-6744-2282
- (2) 日 時 令和5年5月10日（水）～令和5年7月6日（木）  
ただし、行政機関の休日を除く、毎日午前9時から午後4時まで。  
なお、入札説明書は、林野庁のウェブサイト（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/supply/nyusatu/buppin/kiki.html>）及び調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-webbiz/UAA01/OAA0101>）からダウンロードすること。
- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札心得、入札書、委任状、暴力団排除に関する誓約事項及び契約書（案）を含む。
- (4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

## 6 競争参加に必要な書類の提出

- (1) 競争参加者は、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「資格審査結果通知書」の写しを、下記7（2）の提出書類の提出期限までに、入札書と併せて電子調達システムにより提出すること。  
なお、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出する場合の提出場所及び提出期限は、下記7のとおりとする。
- (2) 納入候補となる機器については、令和5年6月6日（火）午後2時までに、担当部署へ機器等リスト（区分（ノートパソコン等）、製造業者名、製造業者の法人番号、製品名及び型番を記載したリスト）を提出することとし、農林水産省においてサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、速やかに担当部署に確認した上で、代替品の選定等、納入候補となる機器を見直すこと。

## 7 入札書等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 電子調達システムにより提出すること。  
（紙入札の場合）  
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1  
林野庁林政部林政課会計経理第1班（本館7階 ドアNo.本757）  
支出負担行為第1係  
ただし、行政機関の休日を除く、毎日午前9時から午後4時まで。
- (2) 提出期限 令和5年7月6日（木） 午後2時

## 8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、上記6の書類により競争参加の資格が確認できなかった者の入札書は、開札しない。

- (1) 場 所 林野庁入札室（本館7階 ドアNo.本766）
- (2) 日 時 令和5年7月6日（木） 午後2時

## 9 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 1.1 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

### 1.2 契約書作成の要否 要

### 1.3 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 1.4 その他

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この一般競争に参加を希望する者は、入札心得、入札公告、調達における情報セキュリティ基準及びこの入札説明書並びに契約条項及び調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項を了知の上、入札しなければならない。
- (3) このほか、入札心得による。

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf)）を御覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

## 入 札 心 得

### (総則)

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(低入札価格調査制度、調査基準価格)

第7条 農林水産省所管に係る製造その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合をむ。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額(調査基準格)に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第8条 本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって

入札した者を落札者とすることがある。

(同価格の入札)

第9条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。
- 3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第12条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
林 野 庁 長 官 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(代理人氏名 )  
(復代理人氏名 )

¥ \_\_\_\_\_

ただし、「電子調達システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等  
業務（森林管理局等）」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。  
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。  
3. 金額の訂正はしないこと。  
4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。  
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。  
6. 括弧内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。  
7. 委任状は別葉にすること。



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

# 賃貸借及び保守等業務契約書（案）

- 1 件 名 電子調達システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等業務（森林管理局等）
- 2 契約金額 金 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 賃貸借期間 令和6年1月1日から令和9年12月31日まで
- 4 納入場所 仕様書のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記のとおり、電子調達システム用パーソナルコンピュータ等（以下「成果物」という。）の賃貸借及び保守等業務について、支出負担行為担当官林野庁長官 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、上記各項及び次の契約条項により契約を締結するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1  
支出負担行為担当官  
林野庁長官 ○○ ○○

乙 所在地  
○○株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○

## 第1章 総則

### (契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書の定めに従い、成果物を納入期限までに甲の指定する場所に配送の上、甲の使用に供するとともに、甲が成果物を常に正常な状態で使用できるよう保守その他の業務を行い、併せて甲に成果物を賃貸させるものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

### (代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて算出した額である。

2 月の中途において解約した場合は、月額代金の30分の1を1日当たりの料金とし、これに当月の賃貸借日数を乗じて算定するものとする。なお、その金額に円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

### (納入期限、納入場所及び賃貸借期間)

第3条 成果物の納入期限、納入場所、及び賃貸借期間は、仕様書のとおりとする。

### (債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丁」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丁は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丁の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づき乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

#### (再委託)

第5条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、本契約の請負者（以下「請負者」という。）は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、請負者は甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲から承認を受けなければならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 8 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から第6項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第6条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書の疑義）

第7条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（作業計画書等の承認）

第8条 乙は、仕様書に定める作業計画書等を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該作業計画書等（以下「計画書」という。）は、仕様書に添付された書類の一部となったものとみなす。計画書が仕様書に定めるところと矛盾する場合は、計画書が優先する。

2 乙は、計画書に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（計画等の変更）

第9条 乙は、甲が承認した計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに甲に届け出るものとし、甲が再度承認することをもって計画等の変更が認められるものとする。

（物品の運送等に係る諸経費）

第10条 包装、こん包及び納入場所までの運送並びに成果物の据付け調整等（仕様書に含めた場合に限る。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

2 契約期間の満了に伴う成果物の撤去及び運送等に必要な経費は、乙の負担とする。

## 第2章 契約の履行

（監督）

第10条の2 甲は、この契約の適正な履行を確保するために監督職員を定め、乙の業務内

容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、監督職員を定めたときは、その職員の氏名を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

#### (物品の納入)

第 11 条 乙は、成果物を納入場所に納入（仕様書に定める成果物の調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、甲の指定する書面により甲又は甲が指定する納入場所の局所の長に通知するものとする。

- 2 乙は、成果物を納入し、成果物に係る履行が完了したときは、これを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 第 1 項の場合において、乙は、甲の指示するところにより開梱の上、当該物品の数量、外観等について、甲又は甲が指定する職員の確認を受けた後に、その指定する場所に納入するものとする。
- 4 乙は、第三者に成果物を納入させる場合には、仕様書に定める納入方法及び第 3 項に規定する事項を、物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

#### (履行完了等の届出)

第 12 条 乙は、仕様書に定めるところに従い、仕様書に定める範囲の業務を終了する都度、仕様書に定める期限までに書面をもって甲に届け出るものとする。

#### (検査)

第 13 条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第 11 条第 2 項及び前条の規定により通知を受けた日から起算して 10 日以内に、甲の指示に基づき乙の立会いを求めて検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が成果物を納入する前に、甲の指定する場所で検査を行うことができる。
- 3 甲は、前 2 項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対してその結果を通知するものとする。

なお、前条の規定による通知を受けた日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社

内検査成績書を甲に提出するものとする。

- 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

#### (物品の管理)

第 14 条 乙は、甲に対して成果物の取扱い及び管理について、適切な指導を行わなければならない。

- 2 甲は、成果物を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。
- 3 契約期間における甲の責めに帰すべき事由による成果物の滅失、毀損等の責任は、甲の負担とする。
- 4 乙は、物件に所有権の表示をするものとする。

#### (保険)

第 14 条の 2 乙は、物件について賃貸借期間中に、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結させ、その費用を負担するものとする。

- 2 甲は、前項の保険契約に定める保険事故が生じたときは直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

#### (物品の維持補修)

第 15 条 乙は、乙の負担において、甲が成果物を常時正常な状態で使用できるように、点検、調整を行わなければならない。

- 2 成果物が故障した場合、乙の負担において、直ちに成果物の修理に着手し、又は成果物の交換等を行い、速やかに成果物を正常な状態に回復させなければならない。ただし、故障が甲の責めに帰する事由による場合は、仕様書に定める場合を除き甲の負担によるものとする。
- 3 第 1 項の点検調整の不完全又は前項の維持補修の遅延により、1 日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間に応じて第 20 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 乙は、物品の納入場所に入出入りするときは、あらかじめ甲の了解を得なければならない。

#### (物品の取替又は改造)

第 16 条 甲は、自己の都合により成果物を取り替え、又は改造する場合は、あらかじめ文書をもって乙に通知し、乙の承認を得るものとする。この場合に要する費用は、甲の負担

とする。

(物件の返還及び返還物件のデータ消去)

第 16 条の 2 甲は、この契約が期間満了、契約解除等により終了したときは、成果物を乙に返還するものとする。

2 乙は、成果物について、仕様書に定める期限までに撤去作業等を実施し、その結果を書面により甲に報告した上で、検査職員の検査を受けなければならない。なお、物件の返還後、データ消去履行完了までの間における物件の破損等により生じた修理等費用については乙が負担するものとする。

3 成果物の返還に要する荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

(賃貸借料の減額)

第 17 条 第 15 条第 2 項の維持補修が遅延し、そのために 1 日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間の賃貸借料は、1 か月を 30 日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第 18 条 乙は、第 13 条の検査に合格したときは、甲が成果物を使用した月の翌月に、当該月に係る月額代金を甲に書面(以下「請求書」という。)をもって請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受領した日から 30 日以内(以下「約定期間」という。)に月額代金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、令和 9 年 12 月分の代金については、第 1 項の規定にかかわらず、乙が第 16 条の 2 第 2 項に定める検査に合格したときに請求するものとする。

(支払遅延利息)

第 19 条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第 13 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、

当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第19条の2 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における代金の支払いの限度額は、次のとおりとする。

令和5年度	〇,000,000 円
令和6年度	〇,000,000 円
令和7年度	〇,000,000 円
令和8年度	〇,000,000 円
令和9年度	〇,000,000 円

(納入期限の猶予)

第20条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、成果物納入の日（納入遅延後甲が契約を解除したときは解除の日）までの日数に応じて、当該物品の契約金額に第19条第1項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 前項に規定する場合において、その期間の賃貸借料は、1か月を30日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が成果物を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による遅滞金のほかに、第26条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

5 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第26条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

(成果物の納入不能等の通知)

第 21 条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに成果物を納入する見込みがなくなった場合、又は成果物を納入することができなくなった場合は、直ちに甲にその旨を書面により通知するものとする。

(成果物の契約不適合による債務不履行)

第 22 条 乙は、契約不適合のない仕様書に定める成果物を納入するものとする。

- 2 納入された成果物に契約不適合がある場合、又は成果物が仕様書の定めに従う場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求し又は乙に代金の減額を請求することができる。甲は、成果物の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。
- 3 甲が、成果物の修補を請求した場合で、修補期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第 20 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。また、その期間の賃貸借料は、第 20 条第 3 項の規定に準じて計算した金額を減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。
- 4 甲は、第 2 項に規定する契約不適合又は違背が重大と認める場合又は乙が第 2 項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第 26 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第 2 項に規定する契約不適合又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 26 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第 2 項に規定する契約不適合又は違背が発見された場合は、発見後 6 か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第 2 項の規定に基づく成果物の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第 2 項の規定に基づき修補され、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第 4 章 契約の変更等

(契約の変更)

第 23 条 甲は、成果物の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約期間、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限、契約期間を変更するため、甲と協議することができる。

#### (事情の変更)

- 第 24 条 甲、乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

#### (甲の解除権)

- 第 25 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が納入期限（第 20 条第 1 項により猶予を承認した場合はその日）までに、成果物を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかとなるとき。
  - (2) 成果物が第 13 条第 1 項の規定による検査に合格しなかったとき。
  - (3) 第 15 条に定める物品の維持補修ができなくなったとき。
  - (4) 第 22 条第 4 項に該当するとき。
  - (5) 前 4 号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
  - (6) この契約の履行に関し、乙若しくはその代理人、使用人又は乙若しくはその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
  - (7) 乙が破産の宣告を受け、又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
  - (8) 乙が無能力者となり又は居所不明になったとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。ただし、甲が 1 か月前までにこの契約を解除する旨乙に予告した場合はこの限りでない。

#### (違約金)

- 第 26 条 乙は、前条第 1 項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する金額の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による違約金のほかに、第 20 条第 2 項の規定による遅滞金が生じていると

きは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

#### (乙の解除権)

第27条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

- 3 前項に規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

#### (知的財産権)

第28条 乙は、成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

#### (支払代金の相殺)

第29条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

### 第5章 談合等の排除特約条項

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第30条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第31条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前号の納付命令又は審決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 第6章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人であ

る場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第33条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第33条の2 乙は、第32条の各号及び第33条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第34条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が乙の下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請

負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第 35 条 甲は、前 3 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前 3 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第 36 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

### 第 7 章 秘密の保持等

#### (秘密の保持及び情報セキュリティの確保)

第 37 条 甲、乙は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

2 乙は、従業員を甲の納入場所に立ち入らせる場合は、当該従業員に身分証明書を携行させなければならない。

3 乙は、この契約の実施に際しては農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則等について理解した上で、次の事項を遵守し情報セキュリティを確保するものとする。

#### (1) システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

#### (2) システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず定めることとする。

- a 責任者、監督者を定めること。
- b 作業者及び作業範囲を明確にすること。
- c システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- d 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- e 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- f 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを

使用しないこと。

- g 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- h 機器の搬出入は、システム管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。
- i 開発・保守記録の提出をすること。
- j マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- k 開発・保守を行った者のユーザ ID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

### (3) システムの導入

- a 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。
- b 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

### (4) ソフトウェアの保守及び更新

- a ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。
- b 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期にシステム管理者に情報を提供すること。

### (5) 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

なお、情報機器の廃棄に関しては、データ消去実施日時、SSD 情報、実施結果、消去方法等の消去記録とコメントを記した消去作業完了証明書を提出すること。

## 第 8 章 雑則

### (調査)

第 38 条 甲は、成果物について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

### (紛争の解決)

第 39 条 甲、乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議

して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第 40 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(評価内容の担保)

第 41 条 乙がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及びその他の書類で明記した全ての内容とする。